

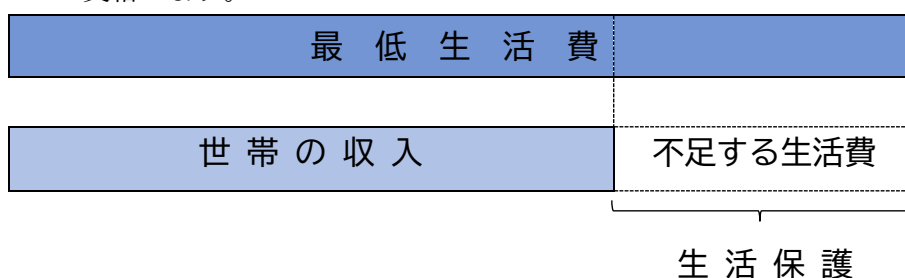
生活保護制度の概要

生活保護とは

給料や年金、手当等の収入が国が定める「最低生活費」を下回る世帯で、資産や能力、他の制度を利用しても、生活の維持ができない場合に、健康で文化的な最低限度の生活を保証するとともに、自立への努力を援助する制度です。これは生活に困窮する全ての国民に対して日本国憲法で認められた権利です。

生活保護の仕組み

○国の定める「最低生活費」と「世帯の収入」を比較して収入が不足する場合、不足する部分を「生活保護費」として支給します。



① 「最低生活費」とは

生活保護には8つの種類の扶助があります。生活保護の開始を判定するためにはこれらの中から定められた数値を使って世帯の最低生活費を算定します。

- 開始判定に用いる費用
- ・生活扶助 衣食、光熱水費など日常生活に必要な費用。(世帯の人数や年齢などによって変動します。)
 - ・住宅扶助 家賃、地代にかかる費用。(世帯の人数により上限があります。補修費等の支給もあります。)
 - ・教育扶助 子どもが義務教育を受けるために必要な学用品や給食費等の費用
 - ・介護扶助 要介護認定を受けている方がサービスを利用する際の自己負担に要する費用
 - ・医療扶助 医療に必要な費用
 - ・出産扶助 出産に必要な費用
 - ・生業扶助 就職に必要な資格取得のための費用や高校就学のための費用
 - ・葬祭扶助 葬祭に必要な費用

② 「世帯の収入」とは

給与ボーナス等の就労による収入のほか、年金や各種手当、仕送りや養育費、保険金、不動産や自動車等の財産を売却して得た収入を指します。預貯金や生命保険の返戻金なども収入となります。

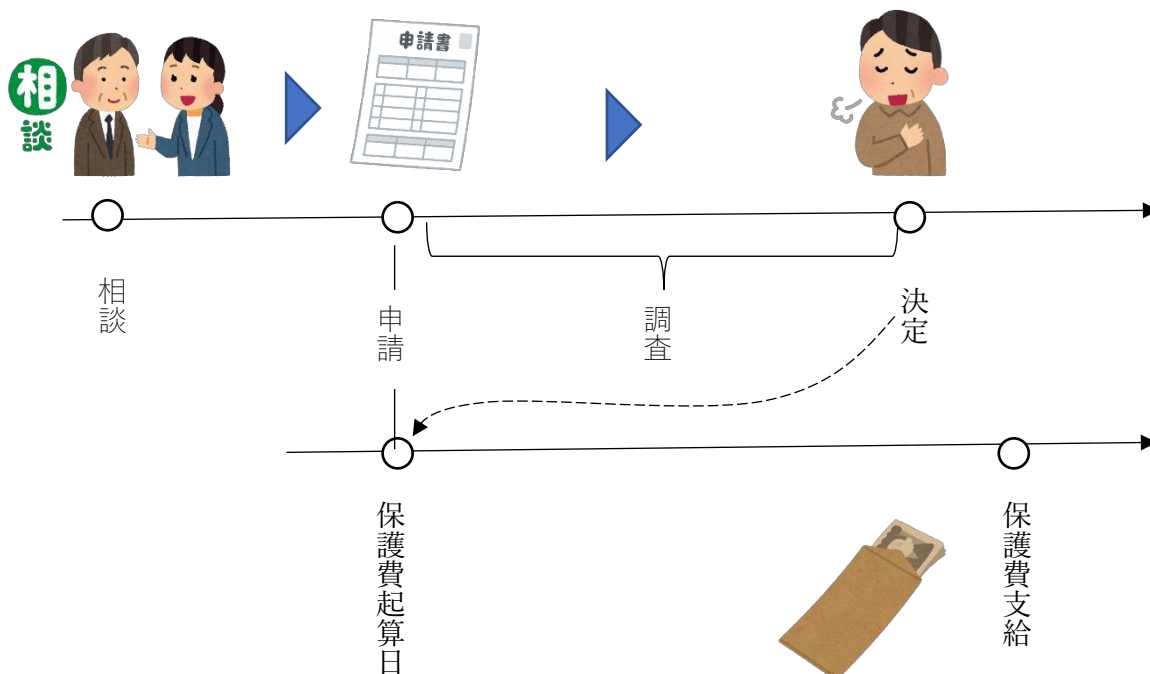
生活保護は活用し得る資産、能力その他あらゆるものを利用することを要件としていますので働ける方は働くための活動、年金や失業給付等の手当を受けられる方はその申請をするなど生計の維持に努めなくてはなりません。

扶養義務がある親族からの扶養は生活保護よりも優先して行われる必要があります。
※不動産等の資産があるがすぐに売却できない等の理由で生活に困窮している場合は、いったん生活保護を受けておき、売却できた場合にそれまでに受けた生活保護費を返還する取り扱いもできます。



生活保護利用開始までのながれ

1 相談	生活にお困りの方は福祉事務所に相談してください。生活保護を利用したい場合はもちろんですが、そうでない場合も他制度のご案内などの相談をお受けいたします。
2 申請	生活保護は原則本人による申請が必要です。本人が申請できない状況にある場合には親族が代理して申請することも可能です。 また明らかに急迫しており本人や親族の意思確認をする余裕がない場合には申請が無くても福祉事務所の職権で保護を開始することがあります。
3 調査	申請を受けて保護が必要な世帯か、またどの程度の保護費が必要か、金融機関や保険会社、年金事務所等の機関、3親等以内の親族へ文書を送付したり直接面談して確認をします。また家庭訪問も行います。 (1)預貯金、生命保険の加入状況 (2)年金や手当の受給状況 (3)不動産、自動車等の資産の保有状況 (4)扶養義務者の扶養能力 (5)暴力団への在籍の有無 (6)申請者の自宅の生活状況
4 決定	調査を元に生活保護の要否を判定し、保護の「開始」または「却下」を決定します。 申請から決定まで原則として14日以内で行います。調査などで時間がかかる場合には30日以内で決定をします。 生活保護の開始が決定した場合は申請日にさかのぼり、生活保護費が支給されます。



問い合わせ・相談先

焼津市福祉事務所 地域福祉課 保護担当

<所在地> 425-8502 焼津市本町2丁目16番32号

<電話> 054-625-7655 <FAX> 054-626-2189

<Email> fukushi@city.yaizu.lg.jp